

非課税期間終了時におけるお手続きのお知らせ (2016年にNISA・ジュニアNISAで購入されたお客さまへ)

お手続きする方は
12月4日(金)
当社必着

2016年に購入したNISA預りの有価証券は、本年末を以って5年間の非課税期間の満了を迎えます。

つきましては、非課税期間満了後の有価証券の取扱いについて、以下の **選択1** ~ **選択3** を選択いただき、期日までにお手続きくださいますようお願いいたします。

選択1 新たなNISA口座に移管 (ロールオーバー)

同封の「用紙① NISAロールオーバー申込書」を**12月4日(金)までにご提出(当社必着)**ください。

※現時点で当社にNISA口座をお持ちでないお客さまは別途お手続きが必要です。(つみたてNISAへ変更されている場合も含まれます。)

選択2 課税口座への払い出し (特定、一般口座に払い出す)

お手続き不要です。

※特定口座が開設されていないお客さまは、一般口座へ移管されます。

選択3 非課税期間内に売却

インターネット、店頭、またはお電話にて売却ください。なお、**受渡日が本年最終営業日**となる売却までが対象です。

2016年
株式・株式投信等を購入

2021年1月1日
非課税期間終了

2016年に購入した
株式・株式投信等に移管



※選択1は、2021年1月1日時点で20歳以上のお客さまはNISA口座、20歳未満のお客さまはジュニアNISA口座

※選択2は、2021年3月31日時点で18歳未満のお客さまは課税ジュニアNISA口座としての特定口座

商品の状況を確認し、選択ください。詳細は中面をご参照ください。

選択

1 新たなNISA口座に移管(ロールオーバー)

2020年12月4日(金)までに

「用紙① NISAロールオーバー申込書」

「用紙② 銘柄別移管依頼書」

をご提出(当社必着)ください。

- ・ロールオーバーを行う場合、移管するNISA預りの2020年12月最終営業日の時価に応じて、2021年の非課税枠を使用します。(本対応は2021年1月1日に実施します)詳細は下の「注意事項」をご確認ください。
- ・2021年分のNISA(一般NISA)が開設されている必要があります。以下にあてはまる場合、ロールオーバーするためには、書類の返送に加えて各種お手続きが必要となりますのでご注意ください。(お客様のNISA口座の状況は用紙①に印字していますのでご確認ください。)

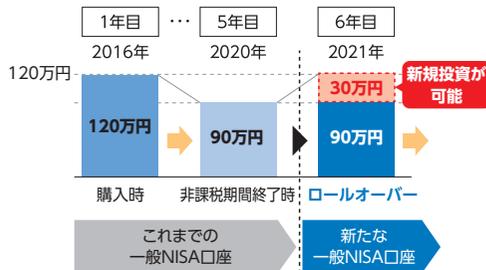
お客様のNISA口座の状況	お手続き	期日
NISA口座の口座開設状況が「つみたてNISA」になっている	勘定変更手続き	2020年12月中旬 ※当社到着
現在他社でNISA(またはつみたてNISA)を取引されている	金融機関変更手続き	2020年12月上旬 ※当社到着
2021年のNISA口座が開設されていない	NISA口座再開設手続き	2020年12月上旬 ※当社到着

※詳しい日程はWEBサイト等でご案内します。

- 注意事項**
- ・ロールオーバーを選択された場合、2020年12月末のNISA口座におけるお取引が制限されます。
 - ・並行して「WEB完結申込」によりお手続きが完了している場合、お手元の用紙は使用できません。
 - ・ロールオーバーは2021年の非課税枠を使用します。従って、ロールオーバーされるお客様の2021年のNISA買付可能額は次の通りとなります。
 - (例1)非課税枠120万円に満たないロールオーバーは、ロールオーバーされた分、2021年の非課税枠は減額されます。
 - (例2)非課税枠120万円を超えるのロールオーバーは可能ですが、その場合、2021年の非課税枠はロールオーバーにより非課税枠が全て使われるため、2021年のNISA口座での買付はできません。
 - ・ジュニアNISAの場合、非課税枠は80万円となります。
 - ・2021年1月1日時点で20歳以上のお客様はNISA口座、20歳未満のお客様はジュニアNISA口座に移管されます。

(例1) 120万円を超えない金額をロールオーバーした場合

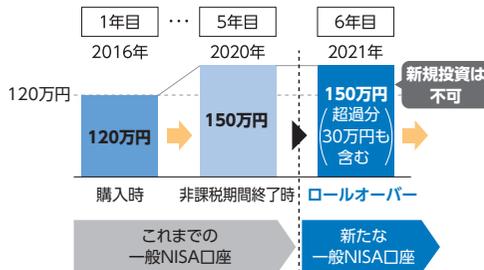
- 1 2020年12月末の時価が2021年の非課税枠(120万円)未満の場合



- ☑ 2021年の非課税枠(120万円)に満たない分は新規投資ができます。

(例2) 120万円を超える金額をロールオーバーした場合

- 2 2020年12月末の時価が2021年の非課税枠(120万円)以上の場合



- ☑ 2021年の非課税枠(120万円)を超えた分もロールオーバーできますが、非課税枠を全て利用してしまうため、新規投資はできません。



※ロールオーバーは2020年12月最終営業日の時価で行います。

選択

2 課税口座に払い出す(特定、一般口座への払い出し)

お手続きは不要です。

- ・2021年1月1日に、2020年12月の最終営業日の時価を取得コストとして、特定口座に移管されます。移管後に売却される場合、当該取得コストをもとに譲渡損益が計算されますので、課税口座へ移管するかどうか、ご判断いただけますようお願いいたします。詳細は下の「注意事項」をご確認ください。
- ・特定口座への移管をご希望のお客さまで、特定口座が未開設の場合は、本年末までに特定口座が開設されている必要があります。(特定口座の開設状況はWEBサイト>口座管理>お客さま情報 設定・変更>お取引関連・口座情報にてご確認ください。)
- ※特定口座の開設にあたっては特定口座開設届出書のご提出が必要です。(本年末の開設は2020年12月上旬当社到着分まで)
- ※本年末現在で特定口座が開設されていないお客さまは、一般口座に移管されます。
- ※2021年3月31日時点で18歳未満のお客さまは課税ジュニアNISA口座としての特定口座に移管されます。

- 注意事項**
- ・課税口座への払い出しとなるため、翌年以降、非課税の取扱いは継続しません(課税の取扱いとなります)。
 - ・課税口座への払い出しを予定している有価証券について、1月1日をまたぐ受渡しとなる売却取引をされた場合、当該取引はNISA口座ではなく、課税口座での売却取引として取扱われます。
 - ・2020年12月末の時価が課税口座における取得価額となり、譲渡時には取得価額を基に課税されます。
 - ・課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ移管時の時価との差が譲渡益となり課税されます。

(例1) 120万円で購入した投資信託を、150万円で課税口座へ移管後、200万円で売却

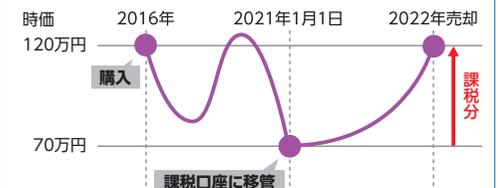


120万円で購入

150万円で課税口座へ
※実際の購入価額よりも30万円分引き上がる

譲渡損益は2020年12月末の時価を取得価額(150万円)として計算
200万円 - 150万円 = 50万円(譲渡益)
⇒譲渡益50万円に対して課税

(例2) 120万円で購入した投資信託を、70万円で課税口座へ移管後、120万円で売却



120万円で購入

70万円で課税口座へ
※実際の購入価額よりも50万円分引き下がる

譲渡損益は2020年12月末の時価を取得価額(70万円)として計算
120万円 - 70万円 = 50万円(譲渡益)
⇒譲渡益50万円に対して課税

選択

3 非課税期間内の売却を選択する場合

インターネット、店頭、またはお電話にて売却ください。

- 注意事項**
- ・NISA口座での譲渡益は非課税になります。損失の場合は、税制上、損失とはみなされません。
 - ・受渡日が本年内となる売却が対象です。 ※詳細は、当社WEBサイトをご確認ください。

よくあるご質問

Q1 非課税期間が終了し、課税口座に移管された銘柄を再度NISA口座に移管することはできますか？

A1 一度移管された銘柄は、NISA口座に戻すことはできません。

Q2 現在、つみたてNISAを利用しています。

つみたてNISA口座にロールオーバーすることはできますか？

A2 できません。2021年のNISAを「つみたてNISA」から「一般NISA」へ勘定変更する手続きが必要です。勘定変更した場合、2021年につみたてNISAを利用することはできません。なお、2021年の勘定変更手続きは、2020年10月以降に受付いたします。

Q3 現在、他の金融機関でNISAを取引していますが、

他の金融機関にロールオーバーすることはできますか？

A3 他の金融機関のNISA口座にロールオーバーすることはできません。現在、他の金融機関でNISAを利用されており、2016年に当社のNISA口座で購入された株式等をロールオーバーされたい場合は、当社への金融機関変更手続きが必要です。

※手続きを希望される場合は、現在NISAを取引されている金融機関にお問い合わせください。

Q4 ロールオーバーしないとどうなりますか？

A4 ロールオーバーしない場合は、課税口座へ移管されます。本年末時点で特定口座が開設されている場合は特定預りに、特定口座が開設されていない場合は一般預りに移管されます。

※2021年3月31日時点で18歳未満のお客さまは課税ジュニアNISA口座としての特定口座に移管されます。

Q5 非課税期間が終了する銘柄の配当金等の支払いが来年の場合、非課税になりますか？

A5 対象銘柄をロールオーバーする場合は効力発生日(支払日)が非課税期間内となるため課税されませんが、ロールオーバーしない場合は効力発生日(支払日)が非課税期間内とならないため、課税となります。

Q6 2021年のNISAでの買付はいつからできますか？

A6 2016年のNISA預りの全部または一部についてロールオーバーを選択された場合、受渡日が翌年となるNISA取引(2021年の非課税枠を使用しての取引)を制限させていただきます。1月1日に実施するロールオーバー処理の終了後にお取引可能となります。

なお、ロールオーバーを選択されなかったお客さまは、通常通りお取引可能です。

※ロールオーバーは2020年12月最終営業日の時価で行われます。

Q7 ロールオーバーをするかしないか、どちらが有利ですか？

A7 ロールオーバーをするかしないかは、その後の価格変動や他の取引等の状況により異なるため、一概には言えません。その点を踏まえ、ご選択をお願いいたします。

Q8 ロールオーバーを取り消すことはできますか？

A8 インターネットのロールオーバー設定画面、もしくはお電話にて取消を行うことが可能です。ただし、受渡日が翌年になるような配当金がある場合等、受付できかねる場合がございます。

※2020年12月中旬まで取消できる予定です。

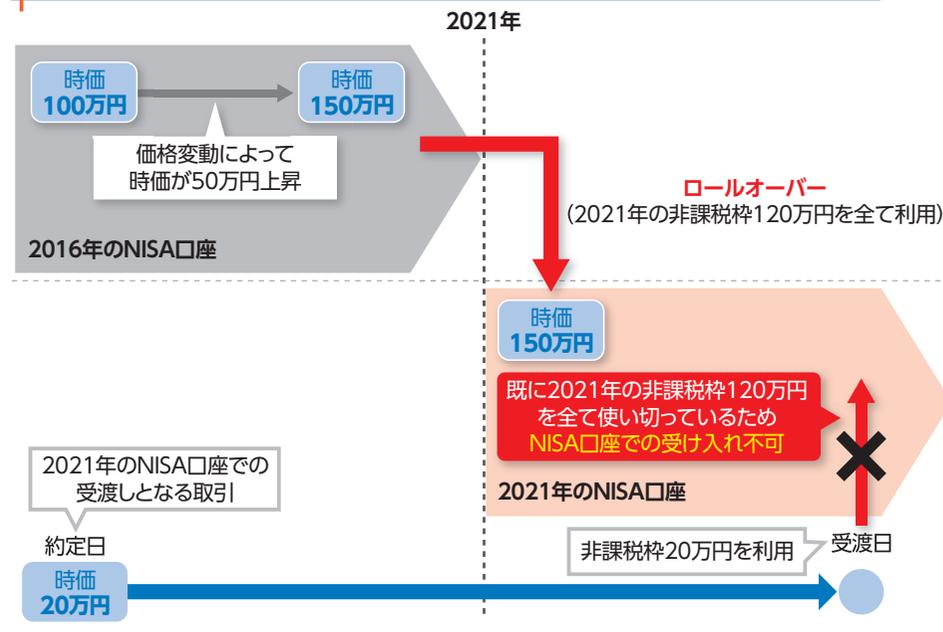
Q9 ロールオーバー予定の銘柄を売却してしまった場合はどうなりますか？

A9 年内受渡となるお取引の場合は2016年NISA口座の非課税期間内のお取引として処理いたします。翌年受渡となるお取引の場合、ロールオーバー処理を行った後の売却となりますため、2021年のNISA枠としてのお取り扱いになります。

Q10 なぜロールオーバーすると取引が制限されるのですか？

A10 2021年にロールオーバーする価額によって、2020年末の年跨ぎの受渡しとなる買付分が、2021年に設定される新たな一般NISA口座に受け入れられなくなることを防止するためです。

例：年末に買注文した上場株式が新たなNISA口座に受け入れられない場合



※ジュニアNISAの場合、非課税枠は80万円となります

※2021年1月1日時点で20歳以上のお客さまはNISA口座、20歳未満のお客さまはジュニアNISA口座に移管されます。

※本書面に記載の内容は2020年8月現在の情報にもとづいて作成しており、今後変更となる可能性がありますのでご注意ください。